



重篤な交通事故に遭われた方・ご家族の方へ

山形県交通安全母の会連合会からのご案内です

山形県交通安全母の会連合会では、昭和46年から、不幸にして交通事故により保護者が亡くなられた子、又は生計を維持できない程度の心身障害になられた方の子(交通遺児)を励ますため、県民の皆様からの募金と篤志家の皆様方からの御寄付をもとに、県内の交通遺児たちがその逆境にめげずに勉学に励み、健やかに成長されることを願って、激励見舞金等の給付を行っております。

■事業概要

県内に居住する満18歳まで(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方で、交通事故の発生の日から1年以内に父・母、若しくは実質的に当該遺児を扶養していたものと認められる方を失った子、又は当該事故のため生計を維持できない程度の心身障害になった方の子に対し、下記激励見舞金等を給付するもの。

■給付内容及び給付額

① 激励見舞金 (1回限り)	遺児の発生した世帯子ども1人につき50,000円を給付
② 勉学等奨励金 (年1回)	年度末の年齢が12歳までの遺児1人につき年額60,000円を給付 年度末の年齢が13歳から15歳までの遺児1人につき年額80,000円を給付 年度末の年齢が16歳から18歳までの遺児1人につき年額120,000円を給付
③ 入学祝金	小学校に入学する遺児1人につき50,000円を給付 中学校に入学する遺児1人につき70,000円を給付
④ 卒業等祝金	中学校を卒業する遺児1人につき70,000円を給付 年度末において18歳に達した遺児1人につき120,000円を給付



■その他の支援

遺児の健やかな成長を願って、『親子ふれあい支援』として遺児及び保護者1人あたり、映画券1,800円、食事券5,000円分を給付

交通遺児給付金の申請方法

■対象となる方

県内に居住する満18歳まで(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方のうち、以下のいずれかに該当する子(当該交通事故の発生当時、胎児であった子も含む)

- ① 交通事故で保護者等を亡くした子
- ② 交通事故で保護者等が生活を維持できない程度の心身障害となった方の子

■申請に必要な書類

- 交通遺児激励見舞金給付申請書 ※県ホームページよりダウンロードいただけます
- 添付書類(事故証明書等の写し、対象となる子の住民票謄本)



申請書のダウンロードは
こちらから

■申請の手順

- ① 山形県交通安全母の会連合会事務局(下記問い合わせ先)へご連絡ください。申請方法や、申請先の市町村担当をご案内いたします。
- ② ①で案内を受けた市町村担当へ上記申請書類をご提出ください。

山形県交通安全母の会連合会事務局(山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課内)
〒990-8570 山形県松波二丁目8番1号 電話:023-630-2462 又は 2196

